

主な変更箇所一覧(新旧対照表)

資料3

No.	ページ	項目	変更前	変更後
1	5	Ⅲ-3 人権の課題状況と施策の方向性 (1)女性	<p><現状と課題> しかし、平成30(2018)年の世界経済フォーラムが公表したジェンダー・ギャップ指数では、日本は149か国中110位であり、まだまだ男女格差を改善していく必要があります。</p>	<p><現状と課題> しかし、令和元(2019)年の世界経済フォーラムが公表したジェンダー・ギャップ指数では、日本は153か国中121位であり、まだまだ男女格差を改善していく必要があります。</p>
2			<p>脚注3 ジェンダー・ギャップ指数:各国の社会進出における男女格差を示す指標</p>	<p>脚注3 ジェンダー・ギャップ指数:各国における男女格差を経済、教育、健康、政治の4つの分野のデータから得点化した数値</p>
3	9	Ⅲ-3 人権の課題状況と施策の方向性 (2)子ども	<p><現状と課題> 全国的に児童虐待相談件数は増加し、虐待死等の重篤な事例も報告されていることを受け、国は、児童虐待防止対策の抜本的強化に向けた取組みを進めています。</p>	<p>全国的に児童虐待相談件数は増加し、虐待死等の重篤な事例も報告されていることを受け、国は、児童虐待防止対策の抜本的強化に向けた取組みを進めています。この中では、児童福祉法等の一部改正を行い、親権者等による体罰禁止規定を令和2(2020)年4月に施行するなど、子どもの権利擁護等への措置が講じられています。</p>
4	<p>こうした中、葛飾区は、児童虐待への取組強化を図るため、令和5(2023)年度の開設に向けて、児童相談所・一時保護所の設置に向けた取組みを進めています。</p>		<p>こうした中、葛飾区は、児童虐待への取組強化を図るため、令和5(2023)年度に向けて、児童相談所・一時保護所の開設準備を進めており、子どもの最善の利益の確保を図るため、子どもの安全確保を第一に考えた支援体制づくりに取り組んでいます。</p>	
5	10		<p><区の現状及び取組み> いじめについては、平成31(2019)年4月に「葛飾区いじめ防止対策推進条例」を施行するとともに「葛飾区いじめ防止基本方針」を改定し、体制整備を進めていますが、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いため、いじめを的確に把握し、迅速に対応していくことが求められています。学校では、定期的なアンケートによるいじめの認知、学校いじめ対策委員会の開催、スクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの派遣による相談体制の充実等により、いじめの未然防止、早期発見、適切な対処のためのいじめ防止対策プロジェクト等、いじめ対策の強化に取り組んでいます。</p>	<p><区の現状及び取組み> いじめについては、平成30(2018)年度はいじめ認知件数は、325件で、前年度と比較して、208件増加しています。葛飾区では、平成31(2019)年4月に施行した「葛飾区いじめ防止対策推進条例」や葛飾区や各学校が策定している「いじめ防止基本方針」の理解促進を図るとともに、学校や地域、家庭等が連携・協力ができるよう、体制整備を推進しています。学校では、定期的なアンケート等によるいじめの積極的な認知、学校いじめ対策委員会での組織的な早期解決、スクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの派遣による相談体制の充実等により、いじめの未然防止、早期発見及び適切な対処等、いじめ対策の強化に取り組んでいます。</p>
6	11		<p>図 葛飾区立小・中学校のいじめ認知件数 資料:児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より作成</p>	<p>図 葛飾区立小・中学校のいじめ認知件数 資料:「葛飾区における児童・生徒の暴力行為、いじめ及び不登校の状況について」より作成</p>
7			<p>図 葛飾区立小・中学校のいじめ認知件数 (図の修正)</p>	<p>図 葛飾区立小・中学校のいじめ認知件数 (平成30年度の実績を追加)</p>

No.	ページ	項目	変更前	変更後
8	20	Ⅲ-3 人権の課題状況と施策の方向性 (2) 障害者	(追記)	<施策の方向性> (新規追加) ◇障害のある方が障害の種別や程度にかかわらず住み慣れた地域で生活していくために必要な社会資源について、整備の促進を図ります。
9	23	Ⅲ-3 人権の課題状況と施策の方向性 (5) 同和問題(部落問題)	<施策の方向性> ◇部落差別を理由とする就職差別やインターネット上の差別的な情報の掲載等の悪質な差別事案に対して、国・都並びに関係機関等との連携・協力を図り、迅速に対応を図ります。また、就職における採用選考にあたっては、就職差別の撤廃に向けて、ハローワーク等と連携し、公正採用選考の周知徹底に努めます。	<施策の方向性> ◇部落差別を理由とする就職差別等の差別事案に対しては、国・都並びに関係機関等との連携・協力のもと、迅速かつ適切な対応を図ります。とりわけ、インターネット上の情報の掲載等で悪質な差別事案については、実態把握による早期発見に努めるなど、対応強化を図ります。また、就職における採用選考にあたっては、就職差別の撤廃に向けて、ハローワーク等と連携し、公正採用選考の周知徹底に努めます。
10	27 28	Ⅲ-3 人権の課題状況と施策の方向性 (7) 疾病(HIV感染者・ハンセン病元患者等)	<現状と課題> 平成28(2016)年には、ハンセン病患者に対する隔離政策が家族に対する差別や偏見も助長したとして、元患者の家族が、国の損害賠償と謝罪を求めて提訴し、この訴訟は令和元(2019)年に原告勝訴が確定しています。	平成28(2016)年には、ハンセン病患者に対する隔離政策が家族に対する差別や偏見も助長したとして、元患者の家族が、国の損害賠償と謝罪を求めて提訴し、令和元(2019)年に原告勝訴の判決が下されました。これに伴い、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が成立し、また、「ハンセン病問題基本法」も改正され、差別禁止や名誉回復、福祉増進の対象に元患者だけでなく家族も追加されました。
11	28		(追記)	表 疾病(HIV感染者・ハンセン病元患者等)に関する近年の主な動向に「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行、「ハンセン病問題基本法」改正、施行を追加
12	29	Ⅲ-3 人権の課題状況と施策の方向性 (8) 性自認・性的指向	<現状と課題> さらに、令和元(2019)年の女性活躍推進法等改正の附帯決議には、性自認・性的指向に関するハラスメント及びアウトティングが雇用管理上の措置の対象となることやプライバシー保護を講ずることが盛り込まれました。	<現状と課題> さらに、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(パワハラ指針)」においては、性的指向や性自認に関する差別的な言動やアウトティング等の防止対策等が雇用管理上の措置の対象となることが明記され、令和2(2020)年6月から事業者(300人以下の事業者は令和4(2022)年4月から)の義務となりました。
13			<現状と課題> 「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」には、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いの禁止が定められています。	<現状と課題> 東京都は、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」において、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いの禁止を明記し、性自認及び性的指向に関して、基本的な考え方、これまで取り組んできた施策、今後の方向性等を明らかにするため、令和元(2019)年に「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定しました。

No.	ページ	項目	変更前	変更後
14	29	Ⅲ－３ 人権の課題状況と施策の方向性 (8)性自認・性的指向	脚注20 アウティング：本人の承諾なく、本人以外の人が、その人の公にしている秘密を他の人に言うこと	脚注20 アウティング：本人の承諾なく、本人以外の人が、その人の公にしている <u>性自認や性的指向等の</u> 秘密を他の人に言うこと
15	30		国際疾病分類(ⅠDC)	国際疾病分類(ⅠCD)
16			(追記)	<区の状況及び取組み> 公共施設においては、施設改修等の際に、性別に関わらず使用できる <u>だれでもトイレ</u> を設置し、環境整備を図っています。
17			31	<施策の方向性> ◇性自認・性的指向について悩みや困難を抱える人が、誰にも相談できずに社会的孤立を深めることがないように東京都等の相談窓口の周知を図るなど、取組みを進めていきます。
18	トランスジェンダー(Transgender: <u>身体</u> の性と異なる性別で生きる人、あるいは生きたいと望む人)			トランスジェンダー(Transgender: <u>出生時に(戸籍や出生届により)付けられた性</u> と異なる性別で生きる人、あるいは生きたいと望む人)
19	32	Ⅲ－３ 人権の課題状況と施策の方向性 (9)犯罪被害者とその家族	犯罪被害は、ある日突然、誰の身にも起こり得ます。	殺人、暴行、傷害、性犯罪、交通犯罪等による被害は、ある日突然、誰の身にも起こり得ます。
20	46	Ⅳ－３ 区民及び企業等との協働	区民及び企業との協働	区民及び企業等との協働
21		Ⅳ－３ 区民及び企業等との協働	また、人権課題に取り組む団体等との連携強化を図り、専門的なノウハウを活用した効果的な取組みを推進します。	また、人権課題に取り組む団体等との連携強化を図り、相談事業や啓発事業等の実施にあたり、専門的な知識とノウハウを活用した効果的な取組みを推進します。